

平成 22 年（2010 年）3 月 11 日

【自治労明石市水道労働組合への回答】

浄水場の管理体制について

貴組合におかれましては、本市水道事業の推進とともにご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年 8 月 21 日付けで貴組合に協議申入れを行いました標記の件について、これまで貴組合と協議を重ね、貴組合や浄水場勤務職員からも浄水場管理体制について様々な意見を頂きました。

本市水道事業では、これらの意見を取り入れ、より安心な業務体制を確保するため、下記のとおり浄水場管理体制を変更したいと考えております。

貴組合にありましては、本市水道事業の持続的な経営を図るための管理形態の見直しであることを考慮いただき、浄水場管理体制の効率化にご理解、ご協力をお願いいたします。

記

1 平成 22 年度 明石川浄水場の管理体制は次のとおりとする。

- (1) 4 月 1 日より、鳥羽浄水場から夜間遠隔監視を実施する。
- (2) 1 年間は民間委託による宿直者 1 名を配置するとともに、3 箇月間は正規職員の夜間勤務者を 1 名配置する。
この間、夜間遠隔監視体制の検証を行うものとし、従前の夜間勤務と同一の業務は行わないものとする。
- (3) 夜間勤務は交替制とする。